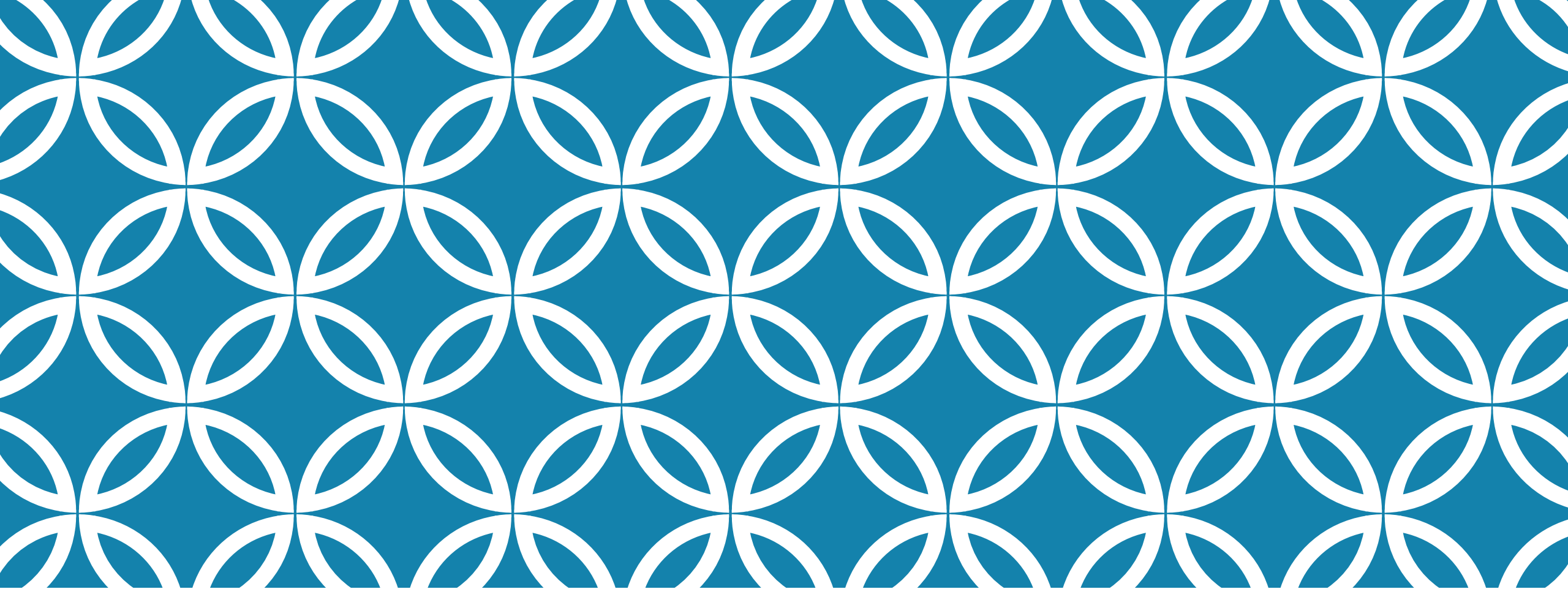




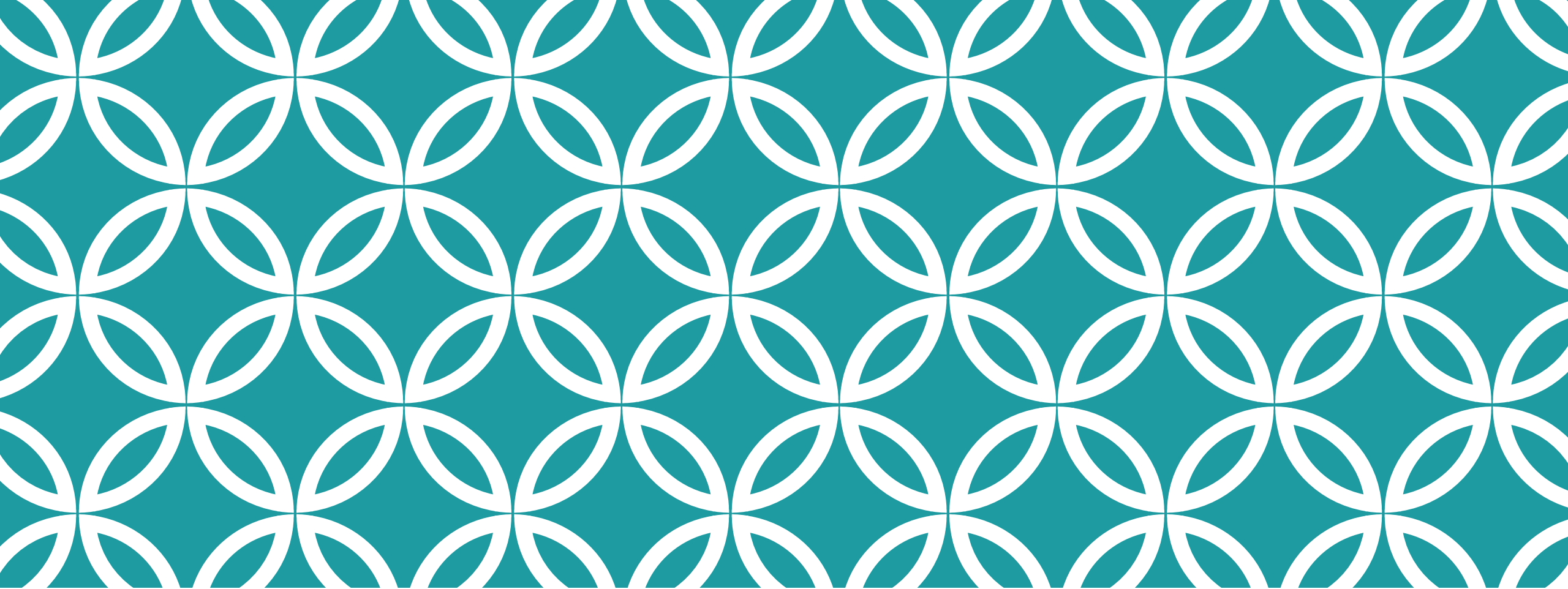
阿賀野市
介護予防事業
・日常生活支援
（案）
総合事業

平成28年10月

阿賀野市民生部高齢福祉課

もくじ

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要と阿賀野市の進捗状況
2. 通所型サービスについて
3. 訪問型サービスについて
4. 介護予防ケアマネジメントについて
5. その他



1.介護予防・日常生活支援 総合事業の概要と 阿賀野市の進捗状況

介護予防・日常生活支援総合事業とは

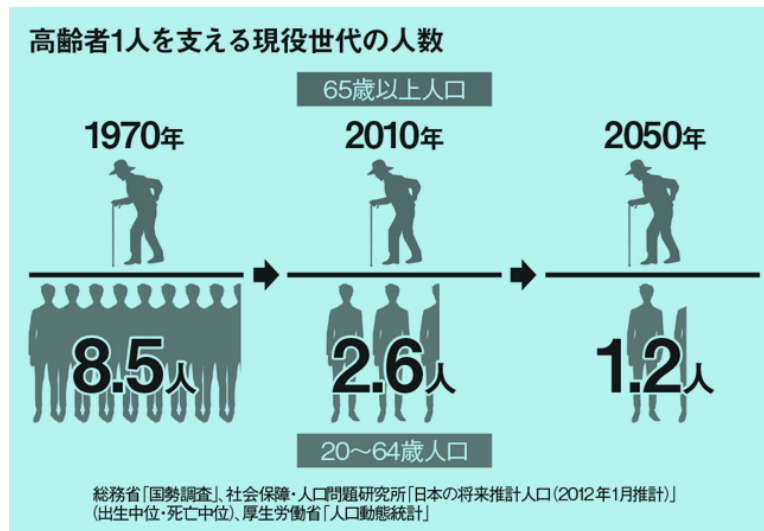
○「人口減少」と「需要増加」の中で取り組めること

介護予防

・介護予防の効果を高めて、要支援・要介護のリスクをコントロールし、できる限り元気な生活を継続できるようにする

日常生活支援

・介護専門職は身体介護を中心とした中重度のケアに重点化し、地域の多様な主体による多様な生活支援を地域の中で確保する



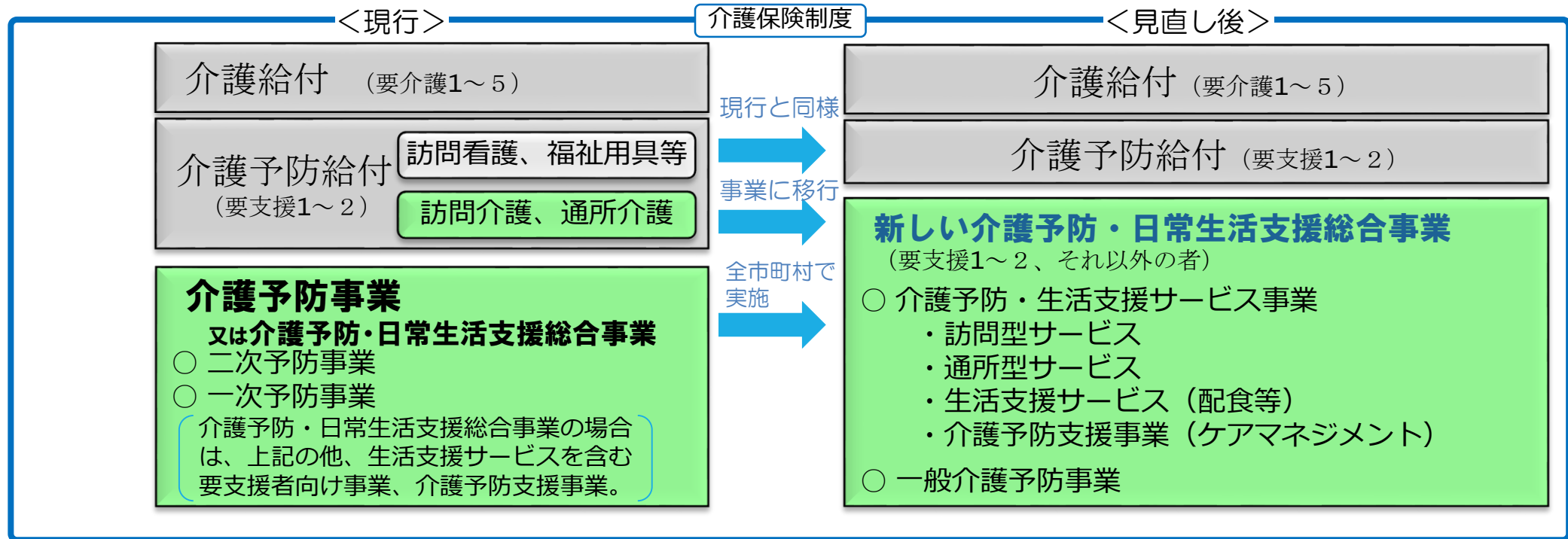
支援の必要な人の数をできる限り少なくする

支援を提供する人の数をできる限り増やす



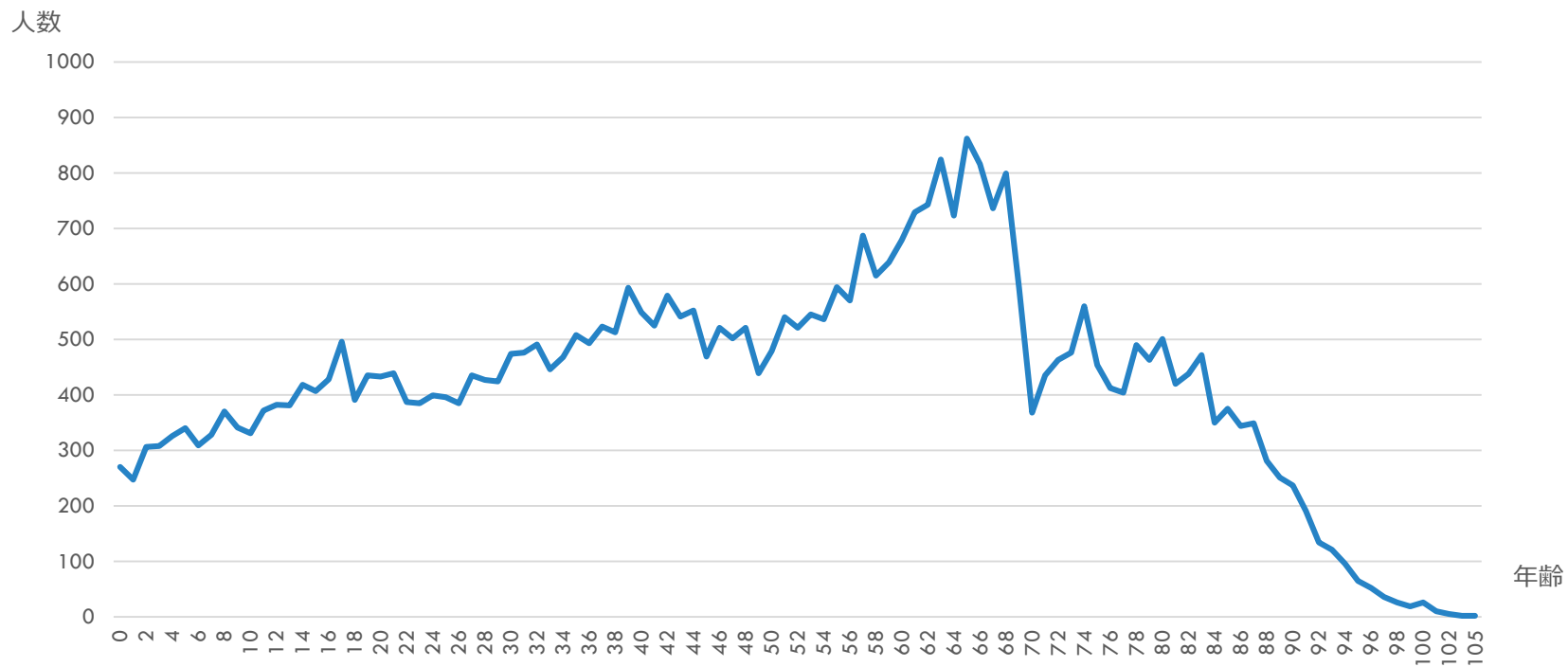
「介護予防」と
「日常生活支援」を「総合」的に推進する「事業」

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

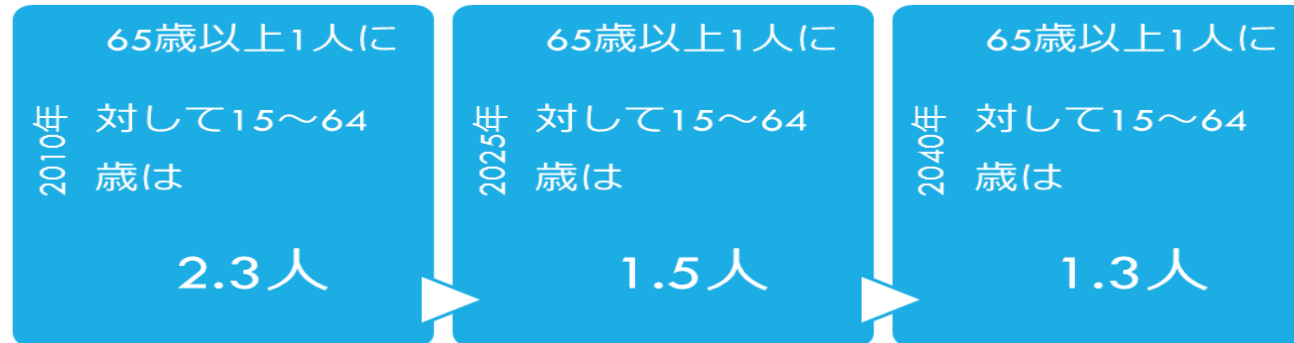
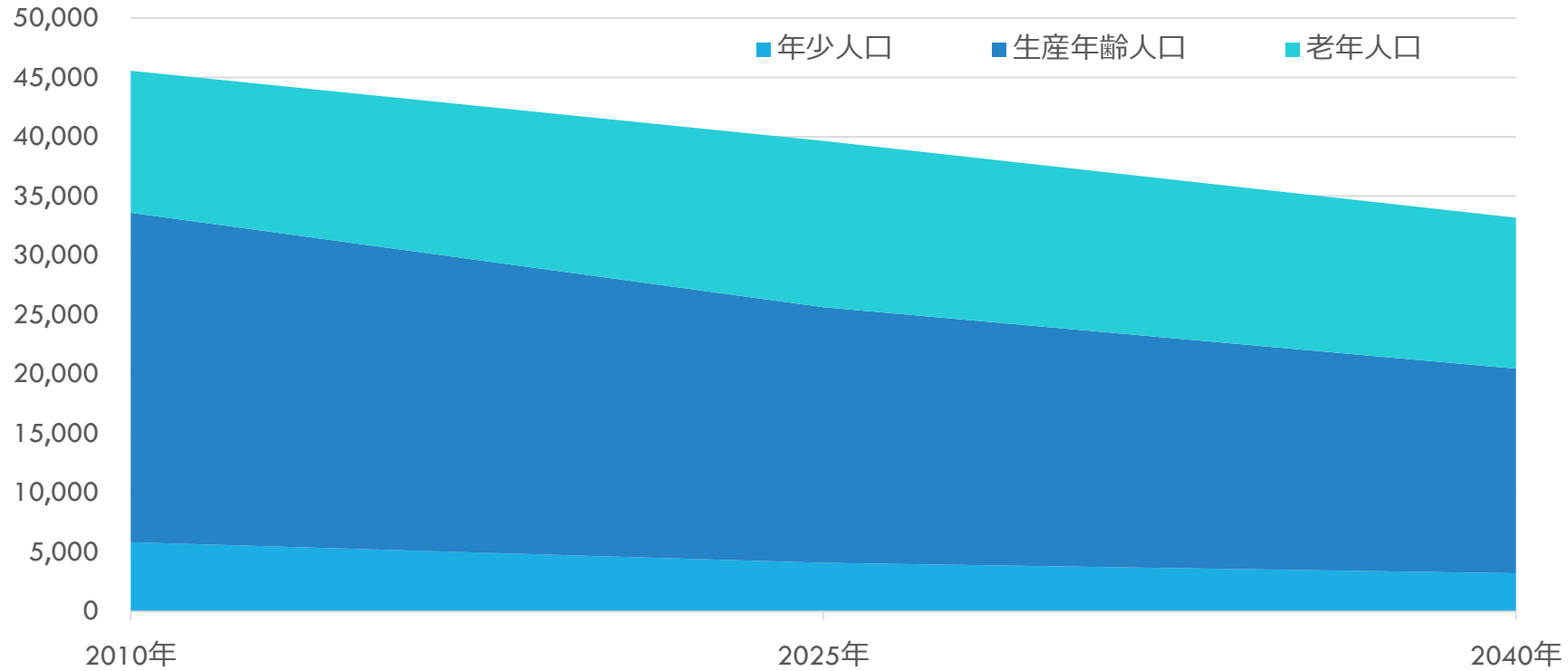


阿賀野市の進捗状況

阿賀野市の人口構造グラフ（平成28年4月1日現在）



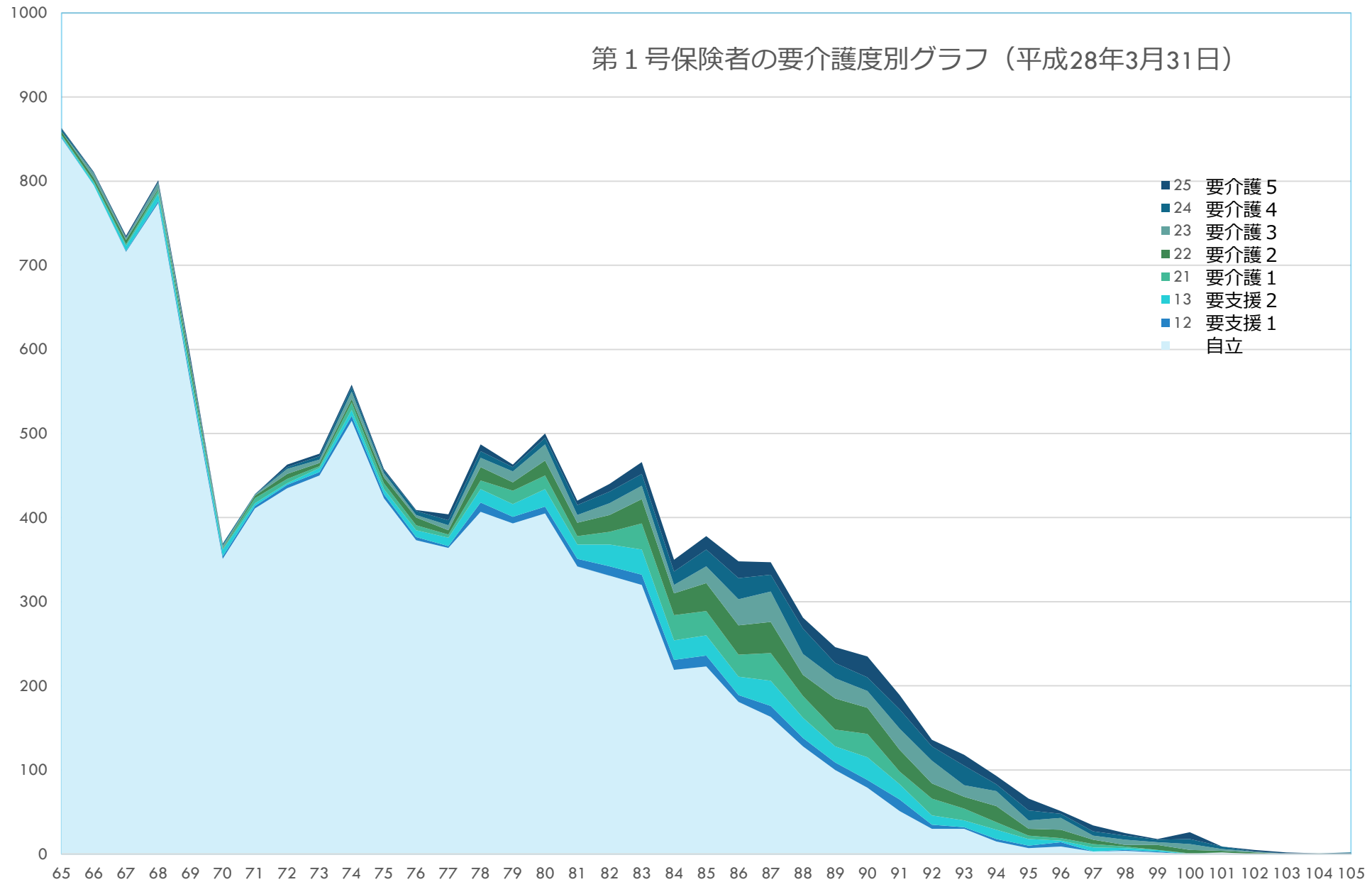
阿賀野市の将来推計人口



第1号保険者の要介護度別グラフ（平成28年3月31日）

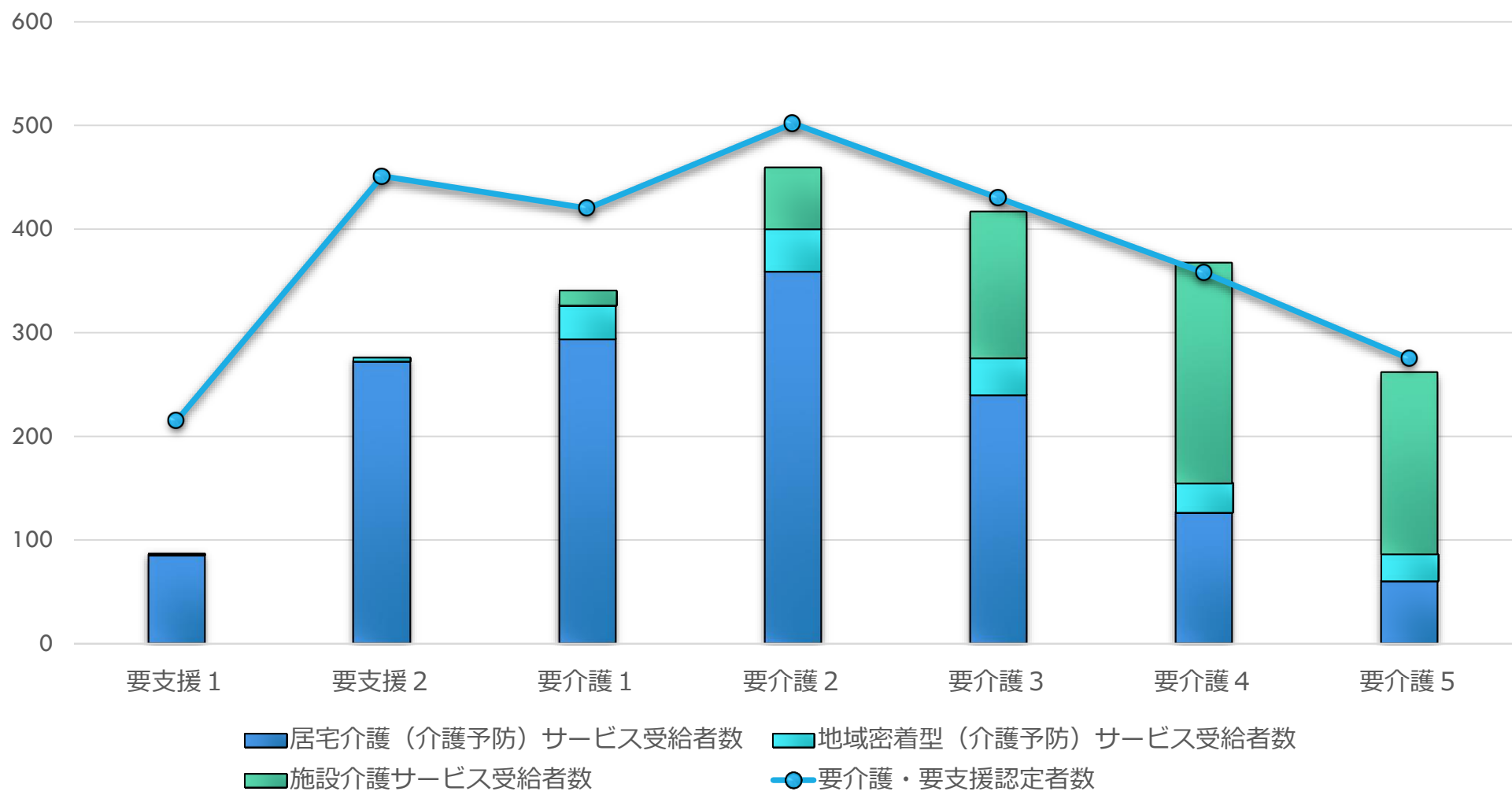
Legend:

- 25 要介護 5
- 24 要介護 4
- 23 要介護 3
- 22 要介護 2
- 21 要介護 1
- 13 要支援 2
- 12 要支援 1
- 自立

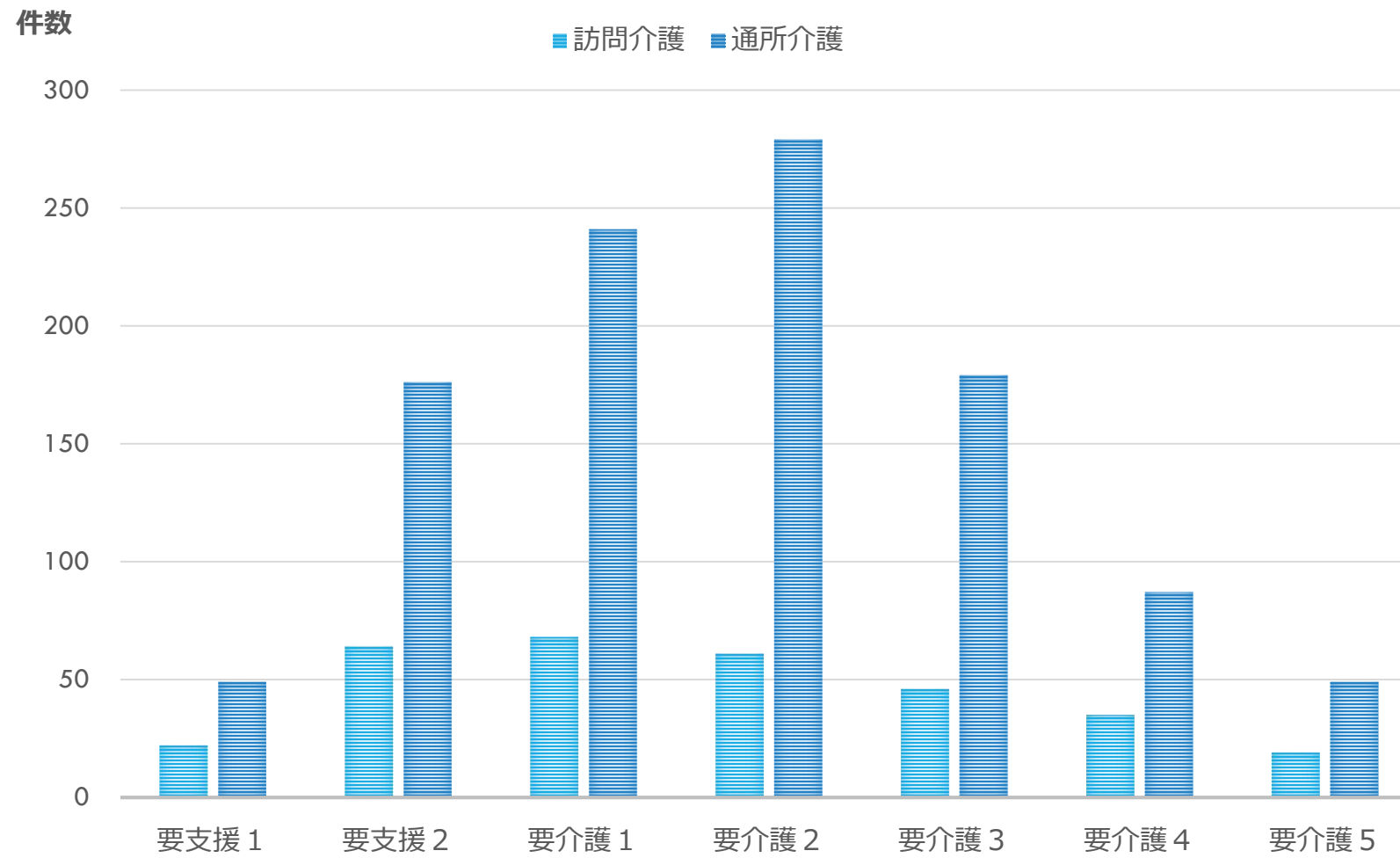


要介護度別認定者数と介護給付・予防給付受給者数

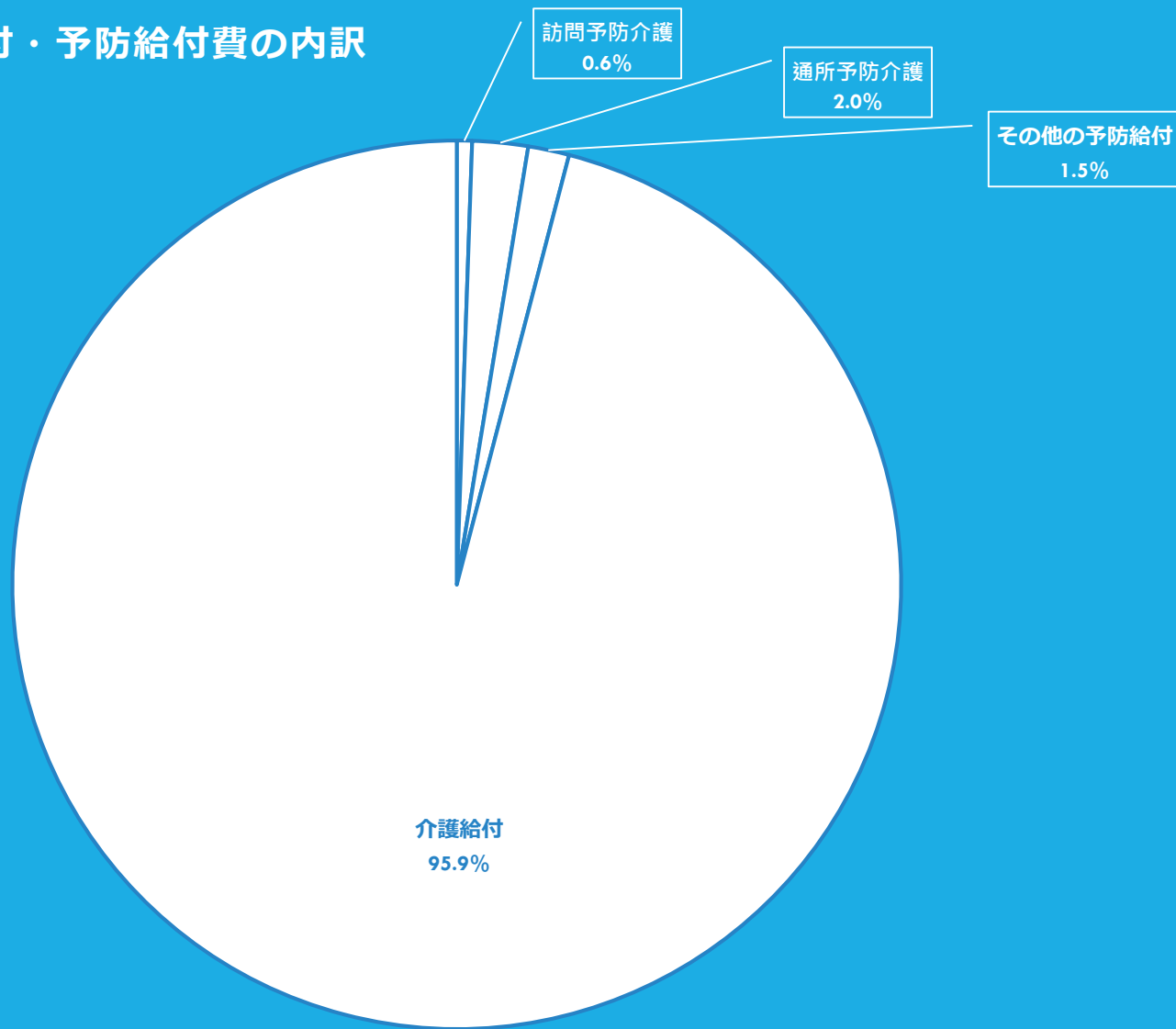
(平成28年4月)



訪問・通所介護の利用状況（平成28年4月）



平成28年4月の介護給付・予防給付費の内訳



阿賀野市の総合事業

○総合事業への移行。

- 平成29年4月1日より、総合事業へ移行。ただし、1年間の移行期間を設けて、平成29年3月31日以前の要支援者は、更新により、対象者は総合事業へ移行する。

○総合事業のサービス事業

- 予防訪問介護、予防通所介護のいずれも現行相当のサービスを実施する。
- 緩和した基準によるサービスについては、訪問サービスを実施する。
- 短期集中予防サービスは、従来の二次予防事業を移行する。

○介護予防ケアマネジメント

- ケアマネジメントA（現行相当）、ケアマネジメントB（簡略）を設定。

○一般介護予防事業

- 従来の介護予防事業を移行する。

平成29年4月から阿賀野市で実施する
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・
日常生活支援
総合事業
(新しい総合事業)

介護予防・
生活支援
サービス事業

訪問型サービス
(第1号訪問事業)

- ・ 現行の訪問
介護相当
- ・ 多様な
サービス

- ①訪問介護 ★
- ②訪問型サービスA
(緩和した基準によるサービス) ★
- ③訪問型サービスB
(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC
(短期集中予防サービス) ★
- ⑤訪問型サービスD (移動支援)

通所型サービス
(第1号通所事業)

- ・ 現行の通所
介護相当
- ・ 多様な
サービス

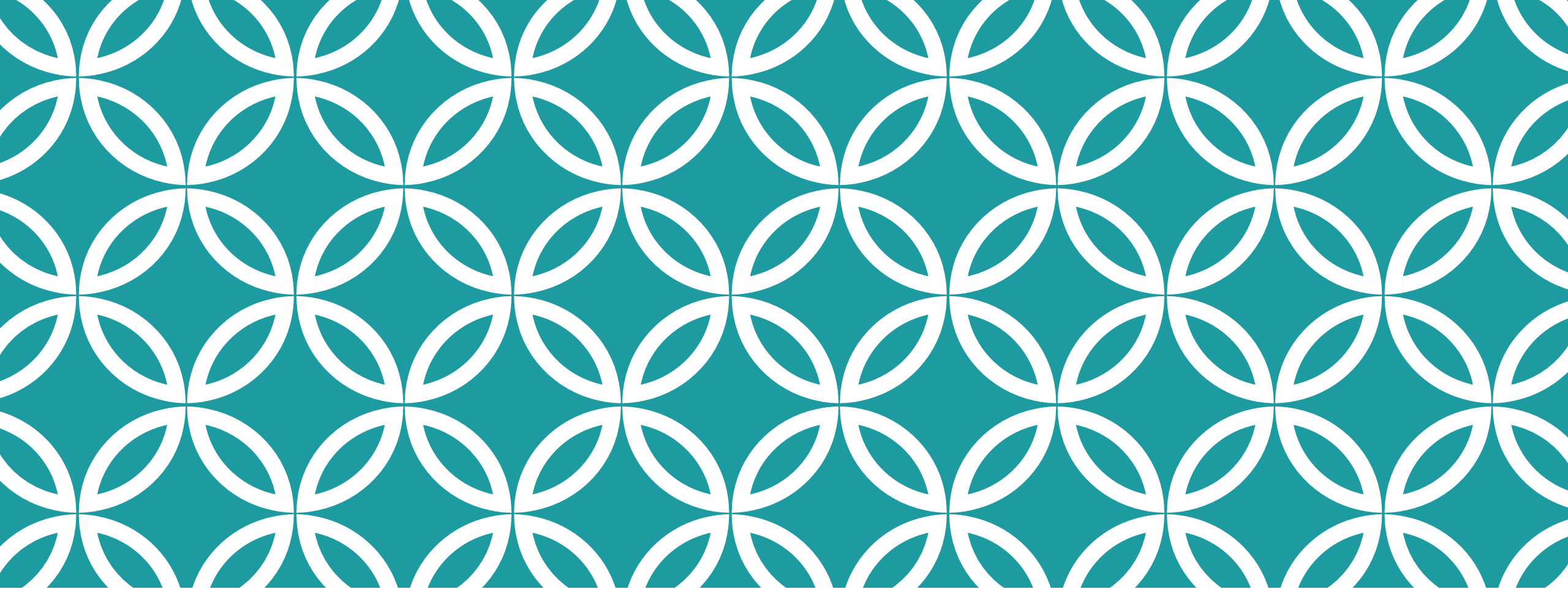
- ①通所介護 ★
- ②通所型サービスA
(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB
(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC
(短期集中予防サービス) ★

その他の生活支援サービス
(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービス
に準じる自立支援に資する生活支
援 (訪問型サービス・通所型サー
ビスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント ★
(第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業 ★



2.通所型サービスに ついて |

通所介護サービス

☞ 通所介護と同様のサービス。

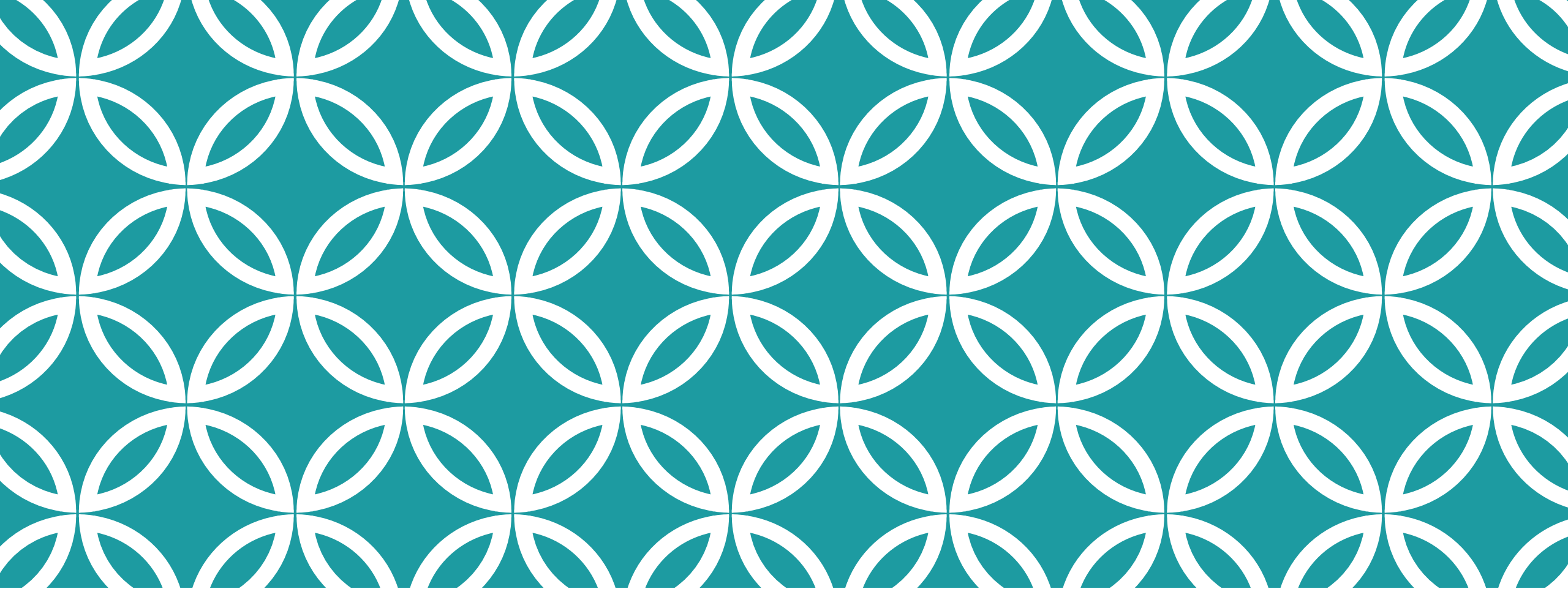
- サービス内容は、現行のとおり。
- 対象者は、事業対象者、要支援 1・2。
- 実施方法、基準は、現行のとおり。
- 報酬単価は、下の表のとおり。対象者の状況に応じて、通所型サービス 1、2 を選択可能の予定。加算、減算についても、現行どおりの実施の予定。

サービス内容	算定項目	
通所型サービス 1	事業対象者・要支援 1・2（週1回程度）	1,647単位/月
通所型サービス 2	事業対象者・要支援 1・2（週2回程度）	3,377単位/月

通所介護サービスC (短期集中予防サービス)

☞二次予防事業として、実施してきた通所型介護予防事業をベースに、保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの。

- サービス内容は、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム。
- 対象者は、事業対象者、要支援1・2。（ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等。ただし、通所介護サービスの利用者を除く）
- 実施方法は、委託。
- 基準は、内容に応じた独自の基準。



3.訪問型サービスについて

訪問介護サービス

☞訪問介護と同様のサービス。

- サービス内容は、現行のとおり。
- 対象者は、事業対象者、要支援 1・2。
- 実施方法、基準は、現行のとおり。
- 報酬単価は、現行のとおり。対象者の状況に応じて、訪問型サービス 1、2、3 を選択可能な予定。加算、減算についても、現行どおりの実施の予定。

サービス内容	算定項目	
訪問型サービス 1	事業対象者・要支援 1・2（週1回程度）	1,168単位/月
訪問型サービス 2	事業対象者・要支援 1・2（週2回程度）	2,335単位/月
訪問型サービス 3	事業対象者・要支援 1・2（週3回程度）	3,704単位/月

訪問介護サービスA

👉 いわゆるヘルパー資格を有しない者による役務の提供を想定したもの。

- サービス内容は、身体介護を含まない、家事援助のみサービス（※1）。
- 対象者は、事業対象者、要支援1・2。
- 実施方法は、訪問介護サービスと同様。
- 基準は、訪問介護サービスと同様。ただし、従事者要件は市の定める研修の修了者（※2）とする。
- 報酬単価は、下の表を予定（※3）。対象者の状況に応じて、訪問型サービス1、2、3を選択可能の予定。

サービス内容	算定項目	
訪問型サービスA 1	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	957～1,024単位/月
訪問型サービスA 2	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	1,914～2,046単位/月
訪問型サービスA 3	事業対象者・要支援1・2（週3回程度）	3,035～3,246単位/月

※ 1 : サービス内容は、いわゆる「老計10号」の規定による家事援助

＜いわゆる「老計第10号」による訪問介護の内容に関する規定＞

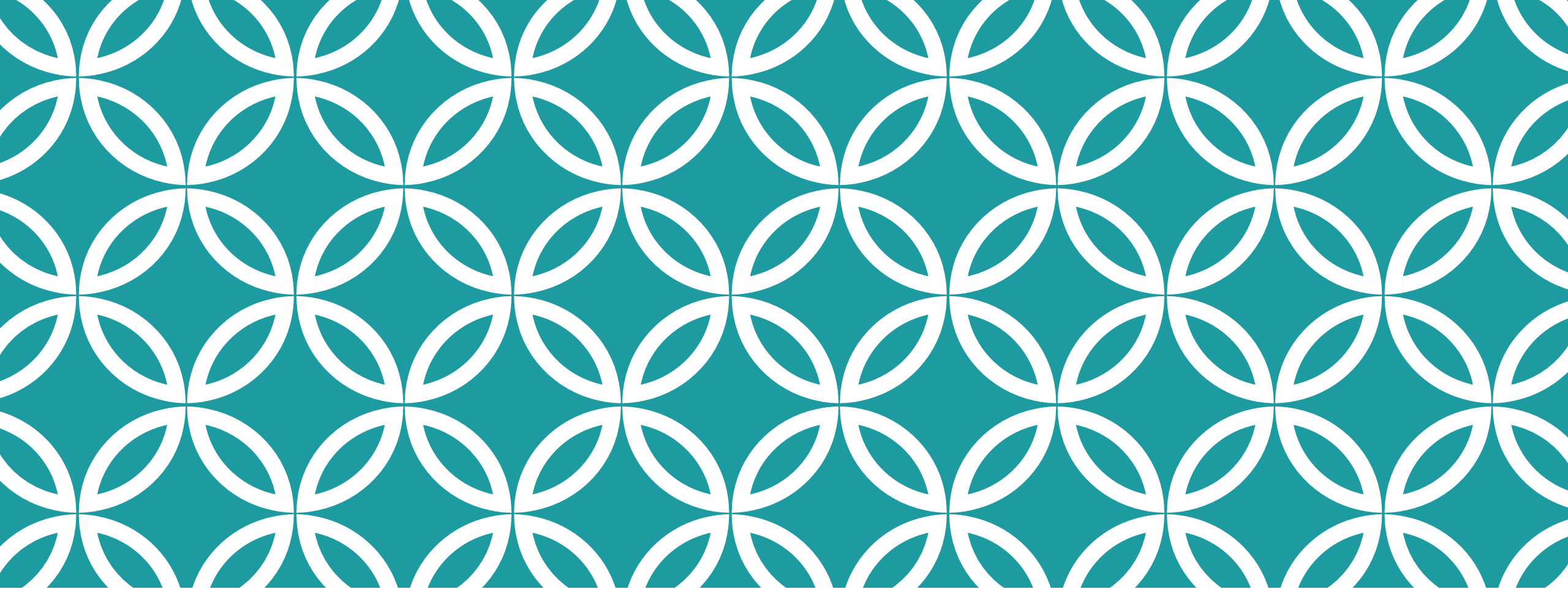
身体介護	家事援助
1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等	2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理	2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助	2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助	2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
1-4 起床及び就寝介助	2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
1-5 服薬介助	2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、A D L向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）	2-6 買い物・薬の受け取り：日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

※2：「市の定める研修」は、個人情報保護等の最低限の要件にとどめる予定で、自社での社内研修等を想定している。

※3：報酬単価の考え方

厚生労働省のガイドラインより、訪問介護サービスにかかる経費を直接費と間接費に分けた場合、7：3と考えられる。人件費相当の直接費を、資格のない労働者を雇用することを想定し、有資格者との差額を算出したもの。

○4月から事業開始を予定している事業者は、平成28年12月末までに、市にご相談ください。事業開始にあたり事業指定に係る届出等が必要となります。



4.介護予防 ケアマネジメントについて



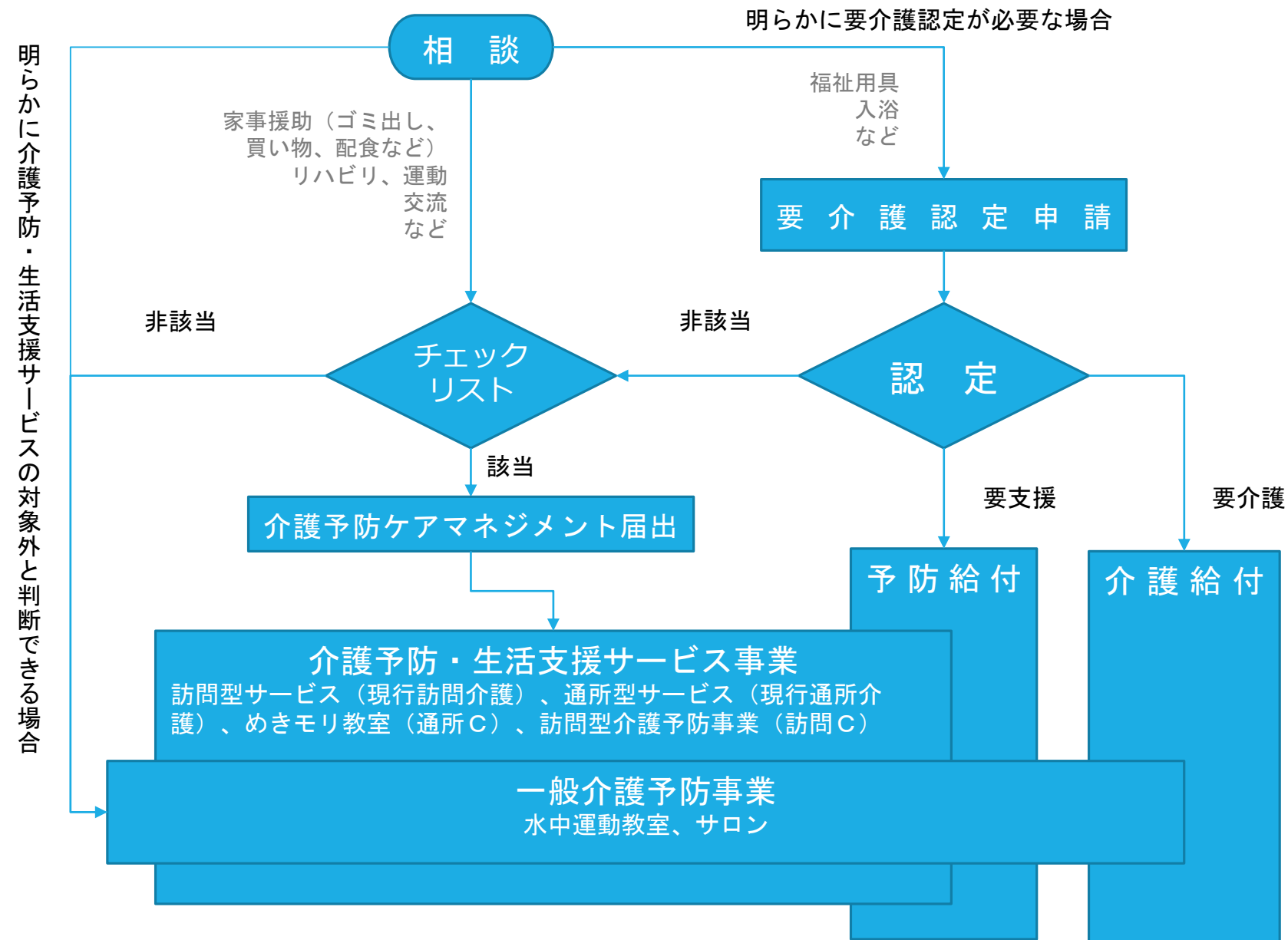
サービス利用の流れ

○総合事業の対象者

①要支援認定者：平成29年4月1日以降に新規、変更、更新により要支援認定を受けた方

*更新の方は、更新月までは従前の予防給付のサービスを利用します。
平成29年4月から1年かけて順次移行していきます。

②事業対象者：平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方



○利用できるサービスの区分

	要介護者	要支援者	事業対象者	その他の高齢者
介護給付	○			
予防給付		○		
サービス事業※		○	○	
一般介護予防事業	○	○	○	○

※介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメント

＊介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために高齢者自身が地域における自立した日常生活が送れるように支援していくものです。

＊ 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点

利用者の状況を十分に把握し、適切なアセスメントを行う。そのうえで、利用者の状況を踏まえた目標を設定、本人がそれを理解し目標達成に取り組んでいけるような視点で、ケアプランを作成する。

◎ 阿賀野市における介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメントの類型	利用するサービス	介護予防ケアマネジメントのプロセス	報酬単価	支払方法
ケアマネジメントA (現行の介護予防支援と同様) 従来の介護予防サービス支援計画書を使用 * 居宅介護支援事業所に委託可	現行相当の訪問・通所型サービスまたは、訪問型A * 通所Cを併用する場合も含む	①アセスメント ②ケアプラン原案作成 ③サービス担当者会議 ④利用者への説明・同意 ⑤ケアプランの確定・交付 ⑥サービス利用 ⑦モニタリング・評価 ⑧給付管理	基本報酬 4,300円 初回加算 3,000円	市に請求
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント) 阿賀野市版簡略化した介護予防支援計画書を使用	通所型Cのみ利用 (地域包括支援センターが担当)	①アセスメント ②ケアプラン原案作成 ③利用者への説明・同意 ④評価実施 *必要に応じて、サービス担当者会議、モニタリング実施	基本報酬 4,300円 評価月のみ	
ケアマネジメントC (初回のみのケアマネジメント)	今のところ該当なし			

■ サービス利用の例 ■

(例 1)



(例 2)



(例 3)



(例 4)



総合事業の利用者負担

1. 利用者負担割合

介護給付の1割（一定以上の所得の利用者は2割）と同じ利用者負担となるサービス

○訪問介護サービス、訪問介護サービスA、通所介護サービス

2. 保険料滞納時の給付制限

当面、総合事業は給付制限なし

3. 給付管理

給付管理を行うサービス

○訪問介護サービス、訪問介護サービスA、通所介護サービス

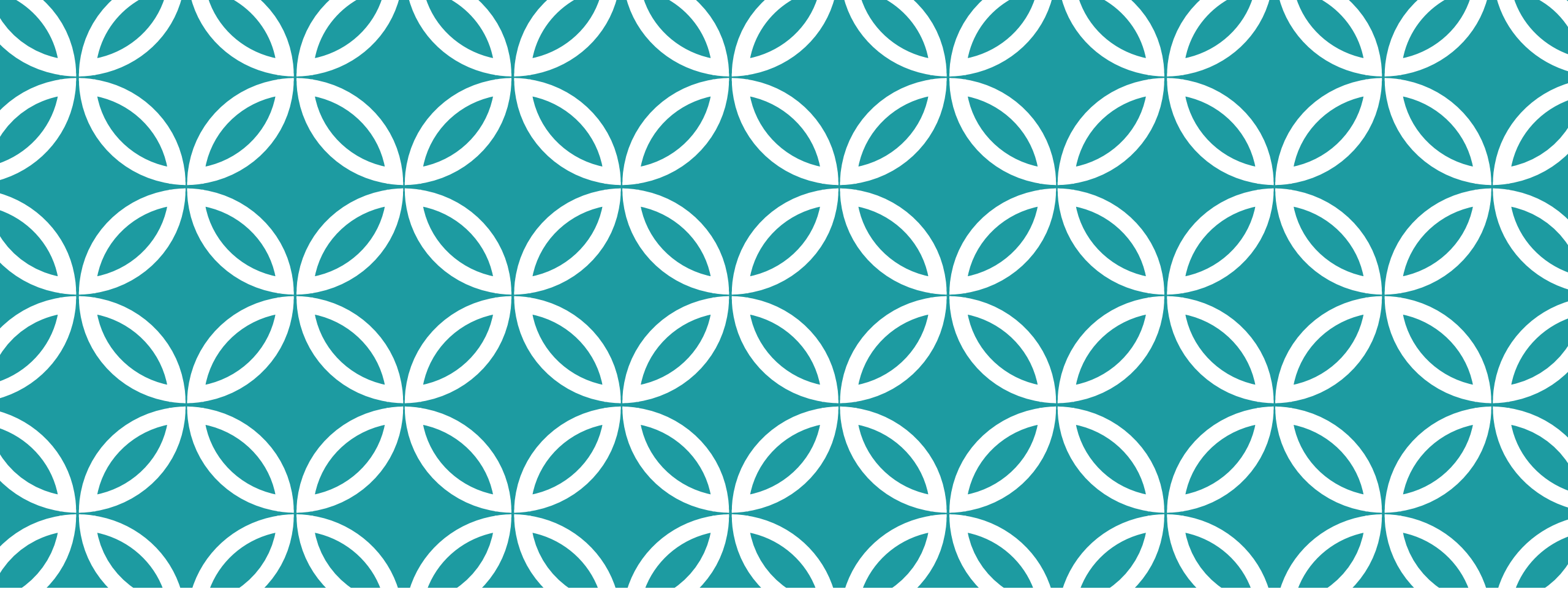
4. 利用限度額

事業対象者	5,003単位
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

5. 高額介護（介護予防）サービス費

給付管理を行うサービスを対象として高額介護（介護予防）サービス費相当事業を実施する。

○訪問介護サービス、訪問介護サービスA、通所介護サービス



5. その他 |

事業所の指定について

- 総合事業における事業所の指定権者は、阿賀野市となります。
- 総合事業に係る事業所指定は、阿賀野市の被保険者及び阿賀野市に住民票のある住所地特例者のみに適用されます。
- 平成27年3月31日時点で介護予防訪問・通所介護の指定を受けていた事業所は、みなし指定事業所として、総合事業の訪問介護・通所介護の指定を受けたものとみなし、平成30年3月31日まで有効となります。それ以降は、サービスを提供する利用者の保険者の指定が必要となります。
- 指定にかかる届出等の様式については、12月中に市のホームページに掲載する予定です。
- 平成30年4月1日以降の更新についてのスケジュールは、改めてご案内します。

総合事業の実施にあたり準備が必要な事項

○定款の変更

- 総合事業の実施に当たり、定款の記載内容に修正が必要な場合があります。

○運営規定、重要事項説明書、契約書等の変更

- サービスの種類、名称等が変更となりますので、ご確認ください。

○契約について

- 現在の利用者が、総合事業に移行した時は、原則として、あらためて契約することが必要となります。

○請求事務にかかる電算システムの改修

- サービスコード等の追加が必要になります。サービスコード等は12月中に市のホームページに掲載する予定です。

総合事業への参入について

- 総合事業では多様な担い手による多様なサービスが提供され、これまでの介護サービスの垣根を越えてさまざまな展開が想定されます。
- サービス事業にかかわらず、高齢者を対象とした事業を検討している場合は、市にご相談ください。必ずしも、総合事業のガイドラインに準拠する必要はありません。
- 総合事業への積極的な参入を歓迎します。

今後の予定

平成28年12月

サービスコード等、事業所指定に係る様式等を市ホームページで、提示。

平成29年4月

総合事業に移行。

平成30年3月

移行期間終了。みなし指定有効期間終了。

※Q & Aはホームページに掲載します。随時、更新します。メールで案内しますので、希望される事業所は登録をお願いします。件名「阿賀野市総合事業のお知らせメールの登録について」として、下記まで送信してください。

e_mail: hokatu-a@city.agano.niigata.jp

URL: <http://www.city.agano.niigata.jp/>